

令和6年度佐井村奨学金貸与の申込みについて



佐井村では、健康で勉学の意欲があり、経済上の理由により修学が困難と認められる方に対し、奨学金の貸付を行っています。

【募集対象】

佐井村に居住する方の子弟で、公立及び私立の高等学校、高等専門学校、大学（短期大学、高等看護学院）、専修学校（専門学校）、各種学校に在学中または4月に入学予定の方で、確実な連帯保証人を2名付することができる方（保護者を含む）

※保護者：保護者（父母）の前年の合計所得金額が600万円までが対象予定

（医・歯学部は700万円までが対象予定）

奨学生が2人以上いる場合は、2人目から1人につき100万円加算予定

※連帯保証人：独立の生計を営む成人で、55歳以下の方。市町村税を滞納していない方

【選考基準】

品行、学業成績、家族構成及び経済的状況等を総合的に判断したうえで、佐井村奨学生選考委員会（4月中旬～下旬）において、書類審査を行い決定されます。

【貸与期間】 各学校とも在学学校の正規な修業期間



◆ 受付期間 ◆ 令和6年2月1日（木）～ 令和6年3月31日（日）

※ 提出書類は、必ず奨学生志望者に保護者が同伴し教育委員会へ持参してください。

現在、継続して貸与を受けている奨学生で県外等の学校に通学しているため持参することが困難な場合は、保護者のみの持参を認めます。なお、休日も対応しますので、事前に連絡してください。

【提出書類】

| | | 提出書類名 | 発行場所 | チェック欄 |
|-------|------------------------------|------------------------------|---------------|----------------|
| | | 本人 | | 様式第1号（奨学生志望願書） |
| | 成績証明書（ 開封無効 ） | | 卒業学校 | |
| | 合格通知書の写し （4月末迄に在学証明書：郵送可） | | 4月からの 在学学校 | |
| 保証人 | | 所得証明書（令和5年度分） | 住所地の 役所 | |
| | | 納税証明書（令和5年度分） | | |
| | | 印鑑証明書（貸付決定後に提出） | | |
| | | 住民票謄本 | | |
| 連帯保証人 | | 所得証明書（令和5年度分） | 住所地の 役所 | |
| | | 納税証明書（令和5年度分） | | |
| | | 印鑑証明書（貸付決定後に提出） | | |
| | | 身分がわかるもの（写し）マイナンバーカード、運転免許証等 | | |

| | | | | |
|-------------------|----|---------------------------|---------------|-------|
| 継続 申 込 者 | | 提出書類名 | 発行場所 | チェック欄 |
| | 本人 | 様式第1号（奨学生志望願書） | 教育委員会 | |
| | | 在学証明書 （4月末迄に在学証明書：郵送可） | 4月からの 在学学校 | |

ただし、高校在学中奨学金を貸与され、本年度大学等に進学し貸与を希望する場合は、**新規申込者**と同様の手続きをとること。

※ **新規貸与希望者及び継続貸与希望者で、村外の方を連帯保証人とする場合は、必ず令和5年度分の納税証明書を添付してください。**

なお、非課税により納税証明書が発行されない方については、納税証明書ではなく令和5年度分の非課税証明書を添付してください。

※ 中学校3年生または令和5年度奨学生には、関係書類を送付します。

◆ 奨学金の額 ◆

| 学 校 種 別 | 貸付月額 | 貸 付 年 額 |
|---|------------|-------------------------|
| 高等学校、高専3学年まで、 養成施設及び教育委員会が認める 各種技術・技能養成機関 | 25,000円以内 | 25,000円×12月＝300,000円 |
| 高専4学年以上、短期大学、医学部 及び歯学部を除く大学 | 35,000円以内 | 35,000円×12月＝420,000円 |
| 医学部及び歯学部の大学 | 200,000円以内 | 200,000円×12月＝2,400,000円 |

※ **ひとり親世帯又は生活保護世帯や同一世帯に奨学生が2名以上ある場合は、それぞれに対し10,000円以内の加算額がありますが、返済額も増額されますので十分検討してください。**

※ **学校卒業半年後から返還が開始されます。**借入金の月額は、返還する時のことも考え、上限以内借り入れする額を決めてください。**返還金が奨学金貸し付けの原資となります。**

| | |
|------|---|
| 返還時期 | 貸与期間が終了（卒業）した日から、6ヶ月を経過した日の翌月から返還開始 |
| 返還期間 | 貸付期間が3年以下の場合は最大10年以内、3年を超える場合は最大20年以内での返還が可能 ※全部を一度に返還することも可能 |
| 返還猶予 | 病気その他の理由のため奨学金の返還が困難になったとき むつ下北管内の公立病院等に医師として勤務しているとき 等 |
| 返還免除 | <u>貸与終了後、村内に居住し、村内外で就業したとき</u> (返還額の全額または一部を免除) |

【お問合せ先】

教育委員会生涯学習課（学校教育係）

TEL：38-4506